

# ストックオプション税制の拡充

## 背景・目的

ストックオプションは、手元にキャッシュが乏しいスタートアップ企業にとって有効な人材確保の手段となっているが、スタートアップ企業の創業からIPOまでの年数の中央値は12年超となっている。事業化に時間を要するディープテックや海外展開等を積極的に行うため未上場期間を長く取り大きな成長を目指すスタートアップの人材獲得に寄与することを目的として権利行使期間を一部延長する。

## 税制措置の内容

ストックオプション税制とは、新株予約権を行使した際に一定の要件の下で所得税の課税が繰延べられる（株式売却時に譲渡所得として課税）制度である。一定の株式会社（設立から5年未満の未上場株式会社でその他の要件を満たすもの）が付与する新株予約権について、権利行使期間を以下の通り延長する。また、利便性向上のために保管委託運用（新株予約権の行使に際に証券会社等へ株式の保管委託を行う等）の見直し行われる予定となっているが、具体的な内容や開始時期は未定となっている。

現行	改正案
付与決議から2～10年	一定の株式会社においては、付与決議から2～15年